

## 令和元年度北見市健全化判断比率等について

### 1. 北見市の健全化判断比率、資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、令和元年度北見市各会計の決算に基づく健全化判断比率等を算定しましたので、同法の規定に基づき、お知らせします。

#### ○ 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.62)	— (16.62)	8.0 (25.0)	144.0 (350.0)

※実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」としています

※括弧内は、早期健全化基準を示しています

#### ○ 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
漁業集落環境整備排水事業特別会計	—	20.0
工業団地造成事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※資金の不足額がないため「—」としています

令和元年度決算に基づき算定した北見市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国が定める基準を下回っております。

しかし、厳しい財政状況であることに変わりはなく、今後も引き続き行財政改革などに取り組み、健全な財政運営に努めていきます。

### 2. 各指標の概要

#### ① 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模であり、その団体の1年間の標準的な収入です。

② 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額（公営企業においては資金不足額）の標準財政規模に対する割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額： 全会計の実質赤字額（資金不足額）から実質黒字額（資金剰余額）を引いた額

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合（当該年度を含めた過去3か年の平均値）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} & (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ & - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{標準財政規模} \\ & - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

- ・ 準元利償還金： 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金  
一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金  
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額  
一時借入金利子

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{標準財政規模} \\ & - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

- ・ 将来負担額
  - ・ 一般会計等の地方債残高
  - ・ 債務負担行為支出予定額（公債費に準ずるもの）
  - ・ 一般会計等以外の会計の地方債元金償還に充てる一般会計等負担見込額
  - ・ 組合等の地方債元金償還に充てる一般会計等負担見込額
  - ・ 退職手当支給予定額
  - ・ 土地開発公社の負債額、第三セクター・制度融資等の損失補償に係る一般会計等負担見込額
  - ・ 連結実質赤字額
  - ・ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

⑤ 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足額の事業の規模に対する割合

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：
 

法適用	流動負債－流動資産
法非適用	歳出額－歳入額

（下水道事業において資金不足額が生じた場合には、解消可能資金不足額（事業の性質上、事業開始後一定期間にやむを得ず生じる資金の不足額）が算入されます。宅地造成事業を行う公営企業（北見市では工業団地造成事業）については、土地収入見込額（土地の評価額）が算入されます。

- ・ 事業の規模： 営業収益の額－受託工事収益の額
 

宅地造成事業は資本に相当する額＋負債に相当する額
A：負債に相当する額（下記の合計額）
・ 当該年度末における公営企業の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
・ 当該年度末における公営企業の経費の財源に充てるための他会計借入金の現在高
・ 当該年度の実質赤字額
B：資本に相当する額
（下記(イ)及び(ロ)の合計額が上記Aの額を超える場合においては、(イ)及び(ロ)の合計額からAの額を控除した額）
(イ) 当該年度の実質黒字額
(ロ) 当該年度末における土地収入見込額

3. 健全化判断比率等の対象範囲

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率
- ⑤資金不足比率

一般会計等	一般会計	①	↑	↑	↑		
公営事業会計	特別会計 以外 の 公営企業	後期高齢者医療特別会計	②	↑	↑	↑	
	国民健康保険特別会計						
	介護保険特別会計						
	公営企業会計 法 適用	漁業集落環境整備排水事業特別会計	③	↓	↓	↓	(会計ごとに算定)
		工業団地造成事業特別会計					
		水道事業会計	④	↓	↓	↓	
下水道事業会計	⑤	↓	↓	↓	↓		
一部事務組合							
土地開発公社・第三セクター等							